

建設局公募型プロポーザル方式受託者選定における
特記仕様書（案）

〔公民連携による御堂筋の空間マネジメント等に関する調査検討業務委託〕

特記仕様書①

1. 業務目的

本市では、平成31年3月に策定した「御堂筋将来ビジョン」に基づき、御堂筋を車中心から「世界最新モデルとなる、人中心のストリートへ」と転換を図る空間再編を進めており、そのファーストステップとして、御堂筋側道の歩行者空間化の整備を進めている。これまで、難波西口交差点から長堀通までの区間が完了している。

この整備された人中心の道路空間については、高質な空間が持続的に維持され、憩いやにぎわいが感じられる空間となるよう、歩行者利便増進道路制度(ほこみち制度)に基づく歩行者利便増進誘導区域(ほこみち区域)指定を行い、滞在快適性の向上を図るとともに、地域の身近な民間エリアマネジメント団体と連携した道路管理の充実化と民間主体のまちづくり活動の促進によってよりよい地域環境づくりができるよう、御堂筋において3つの民間エリマネ団体を道協団体として指定している。

当該道協団体は令和2年度に本市指定を受け、指定期間の5年間において清掃・植栽のグレードアップ等の高質な維持管理、ベンチ設置やイベント開催等、憩いや賑わい空間の創出を進めてきており、その活動内容やその効果、課題などの総括を行った上で、令和7年度に再指定を受けて令和10年度半ばまで活動を継続することとなっている。

当該道協団体が高質な道路空間を維持し、憩いや賑わい創出の取組みを持続させていくためには、地域の特性に合った道路空間の利活用のあり方を地域の方々とともに作り上げていくこと(プレイスメイキング)が求められるとともに、これらの活動を支える安定的な財源確保が必要となる。また、公民連携に係る諸制度の弾力的な運用やデータによる効果の可視化等により、効率的・効果的な公民連携の活動を図ることも必要となっている。これら諸課題への対応方策を検討し、今後の公民連携のあり方を模索していく必要がある。

また、人中心の道路空間の整備により、今後来街者が増加することが見込まれるため、安全で高質な道路空間を維持するために、AIやICT技術、ビッグデータ等の新技術を用いた御堂筋及び周辺エリアを回遊する人流や路側アクセススペースの利用状況を適宜把握し、必要に応じて的確に課題へ対応し、道路の適正な利用を図っていく必要がある。

なお、この路側アクセススペースに関しては、現在は保安誘導員を巡回させるなどして、適正な利用を呼び掛けるとともに、AIカメラシステムで不適正利用車両を検知し、適時、保安誘導員にアラートを発報するなど、デジタル技術と連携した運用適正化の試行を進めているが、駐車監視員による巡回活動の重点化や不適正利用車両に対する沿道住民からの意見の増加に伴い、今後は、運用見直しに向けた移行期間を設けて、引き続き、実証実験や試行、検証等を続け、より効率的な次期仕様へとつなげていく必要が生じている。

本業務は、道協団体の活動を維持する中でマネジメント上課題となっている内容等を抽出し、円滑な活動に繋がる方策の検討や活動の支援を行い、今後の公民連携のあり方を検討するとともに、人中心の道路空間が適正に利用されるよう、デジタル技術を活用した課題の把握や解決方策の調査検討を行うものである。

※本市の道路協力団体制度及び歩行者利便増進道路制度の取組みについては、下記URLを参照。
<道協団体制度>

指定要綱:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000498559.html>

団体公募:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000514338.html>

<歩行者利便増進道路制度>

道路指定:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000527565.html>

区域指定:<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000590420.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000563400.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000537947.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000582369.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000617144.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000643471.html>

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000643487.html>

2. 業務内容

2-1. 公民連携によるまちの活性化の取組推進に向けた調査検討

(1) 道協団体等の効率的・効果的な事業運営に向けた課題抽出及び対策検討

① 道協団体の活動にかかる資料整理や各種手続きの円滑化に係る支援

- 道協団体の活動に際して、団体から提出される活動報告書及び活動実施計画書等の整理を行い、活動実施計画一覧及び活動事例集として取りまとめを行うこと。
- 道協団体の活動報告書等や本業務や別途業務で実施する各種調査結果をもとに成果・効果の整理及び課題の抽出を行い、各団体がより一層、地域の実情に合わせた効果的な活動ができるような提案を行うこと。
- 地元沿道協議会の事務局を担う道協団体と調整し、必要な資料整理等を行うこと。
- 当該団体がイベント等の実施により道路空間を利活用するにあたって、一部国から補助を受けて活動を実施しているが、この事務を円滑に進めるために、各申請手続の支援等を行うこと。
- 道協団体が道路空間を利活用する際に道路占用等の各種の手続きが円滑に進むよう、課題が生じた場合の対応方策の整理や資料作成等の支援を行うこと。

② 高質な道路空間の維持に向けた道協団体活動への支援

- 道協団体と連携して設置しているパークレットや高質な植樹帯、ベンチ等の持続的な管理運営に向け、設置の効果検証や損傷・修繕の状況把握を整理し、課題の抽出及び対応方策の検討を行うこと。
- 上記検討の中で更新や改修、撤去が必要な施設については、更新工事等に必要な図面等の資料作成を行うこと。
- 上記諸課題等の整理を踏まえ、公民連携の役割分担や財源確保策など、持続的な管理運営に必要な方策を整理すること。

③ 公民連携に係る諸制度の弾力的な運用に向けた課題及び対応策の検討

- 道協団体による御堂筋の利活用、別途業務での本市主催の御堂筋イベント及びほこみち制度に基づくなんば広場や御堂筋での民間活動(以下「公民連携による諸活動」という。)で生じている課題を整理し、関連法令の整理や対応方策案の検討、関係先との協議資料作成等を行うこと。

④ 持続可能な財源確保等の課題への対応検討

- 公民連携による諸活動の収支状況や課題を適宜整理し、収益性確保策を検討すること。

- ・ 各収益性確保策について、公民連携による諸活動で実践し、その効果検証・考察を行いながらスキームを構築すること。
- ・ 収益性確保のためには、御堂筋の将来ビジョンに基づく取組に共感する共創パートナーの獲得が重要であるため、公民連携による諸活動と連携しながら共創パートナーの調査検討を行うこと。
- ・ 道協団体等の活動の継続には、その活動に必要となる財源の確保等が課題としてあり、バナー広告などの収益事業を行っているものの、今後、新たな持続可能な収益スキームの構築が必要となっている。
- ・ そこで、今後の広報施策を通じて、人中心の御堂筋がもたらす価値に共感し、共に活動いただける、企業・団体・個人である、共創パートナーの獲得が必要と考えているが、この共創パートナーの獲得に向けた仕組みの構築についての検討を行うこと。

⑤ 公民連携による地域特性に合った道路空間のあり方の調査検討

- ・ 公民連携による諸活動により道路維持活動や賑わい創出等を持続的・発展的に実施していくためには、各地域の特性を活かした取組み(プレイスメイキング)の推進が肝要であることを踏まえ、地域の方々や道協団体等と調整しながら、沿線各地域のエリア特性や目指すべき方向性を整理すること。
- ・ 上記エリア特性等を踏まえ、公民連携による諸活動として実施すべき活動内容を検討し、当該諸活動の中で実践できた場合はその効果検証・考察を行いながら、道路空間のあり方を整理すること。

⑥ 公民連携による諸活動の効果把握及び検証

- ・ 公民連携の諸活動に対する地域・市民・来街者からの評価や、まちの活性化への寄与等の効果測定を行い、当該活動に伴う効果を客観的なデータにより可視化すること。
- ・ 上記データおよび下記2-2(2)及び(4)の検証結果を取りまとめ、御堂筋の道路空間再編整備及び利活用の効果として対外的に説明する資料を作成すること。

⑦ 次期道協団体のあり方検討及び同団体の指定手続き等の整理

- ・ 上記の内容を踏まえ、既指定の道協団体の活動を評価し、指定期間満了後の同団体制度のあり方を取りまとめ、新たなスキームの構築が必要な場合はその検討を行うこと。
- ・ 上記のあり方整理に基づき、指定期間満了後の道協団体制度の指定に向けた審査会等の手続きに必要な資料を作成し、各団体の提出資料の取りまとめ等を行うこと。

⑧ 関係機関協議

- ・ 道協団体としての活動において必要な関係機関等との協議資料を作成する。協議回数については、交通管理者 4 回、関係先 4 回を想定しており、各協議回数に変更が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、設計変更の対象とする。

(2) ほこみち制度に基づく公民連携の取組みの支援、課題抽出及び対策検討

① デジタルサイネージの運用・維持管理

- 御堂筋上に設置している5箇所の道路案内標識板について、コンテンツの制作・運用及び保守・維持管理を行うこと(関係機関との協議対応を含む)。コンテンツの制作・運用にあたっては、監督職員が指示する基準類に準拠するとともに、監督職員の校正及び承認を受けることとする。

1)コンテンツの制作

- 本市が制作する地図コンテンツの更新を行うこと(年1回程度を想定)。なお、地図の使用にあたり、ライセンス料が発生する場合は受託者により負担すること。
- 本市が提供する素材を用いて行政情報コンテンツの制作補助及びデザイン調整を行うこと(月2回程度を想定)。なお、コンテンツの制作には、汎用ソフト(Illustrator、PowerPoint等)を使用すること。

2)サイネージシステムの運用

- コンテンツの登録や配信スケジュールの設定等のサイネージシステムの運用を行うこと(期間:令和8年6月1日～令和10年3月31日)。
- なお、以下に示す要件を満たした上で、受託者の負担においてサイネージシステムや既設機器類を変更することは妨げない。
- 無料公衆無線LANサービス「Osaka Free Wi-Fi」を含むサイネージシステムの運用に要する費用は、受託者により負担すること。

表1 サイネージシステムの要件

項目	要件										
コンテンツ配信に関する要件	<ul style="list-style-type: none">下記のデータ形式の配信が可能であること。<table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>内容</th></tr></thead><tbody><tr><td>ファイル形式</td><td>JPEG</td></tr><tr><td>画像サイズ</td><td>最大 1920×1080 ピクセル(横画面時) 最大 1080×1920 ピクセル(縦画面時)</td></tr><tr><td>圧縮モード</td><td>ベースライン方式</td></tr><tr><td>カラーモード</td><td>RGBのみ(CMYK、グレースケール不可)</td></tr></tbody></table>HTML5で作成されたWebページの表示が可能であること。ブラウザを使用したWeb画面の放映設定が可能であること。Lアラート等の災害情報と連動した情報発信が可能であること。	項目	内容	ファイル形式	JPEG	画像サイズ	最大 1920×1080 ピクセル(横画面時) 最大 1080×1920 ピクセル(縦画面時)	圧縮モード	ベースライン方式	カラーモード	RGBのみ(CMYK、グレースケール不可)
項目	内容										
ファイル形式	JPEG										
画像サイズ	最大 1920×1080 ピクセル(横画面時) 最大 1080×1920 ピクセル(縦画面時)										
圧縮モード	ベースライン方式										
カラーモード	RGBのみ(CMYK、グレースケール不可)										
コンテンツ管理に関する要件	<ul style="list-style-type: none">複数台の放映端末間で同期放映が可能であること。管理ユーザー(メインユーザー)と権限を制限されたユーザ(サブユーザー)を、STBごとに複数名設定できること。										

3)保守・維持管理

- 正常な稼働状態を維持できるよう、定期的な点検や機器類の保守を行うこと。また、機器類の破損やシステムの障害等が発生したときは、速やかに解決に務めることとする。なお、機器類の交換・修理が発生した場合は、監督職員と協議の上、対応を決定することとする。

② デジタルサイネージの今後の運用検討

- デジタルサイネージの運用・維持管理における問題点について隨時確認・記録し、抽出された問題点や改善案を参考に整理すること。その際、システムの拡張や機能追加の過程で新たに判明した課題も含めて整理すること。
- 整理した問題点や課題を踏まえた保守点検マニュアルを作成すること。その際、メンテナンスの具体的な頻度や、商用広告との運用連携、地図情報の更新周期などもマニュアル

ルに明記すること。

- ・ 発注間隔や耐用年数(特に筐体・ディスプレイ等)の観点から、交換・修理計画についても整理すること。
- ・ 将来の運用形態について、通信契約のみを行う場合と、保守メンテナンス付きの委託発注を行う場合のいずれが適切かを整理・比較検討すること。加えて、令和 10 年以降の5年間を持続可能とするための運営計画を策定すること。

③ ほこみち公募事業の次期スキームの検討

- ・ 御堂筋の道路案内標識板 5 基について、ほこみち制度で公募選定された民間事業者が広告事業を行い、広告事業で得られた収益により案内板の運用・維持管理に加え清掃や植栽の高質化等、道路の利便増進・高質化を図る形で、令和7年9月から令和10年9月まで試行している。
- ・ 上記を踏まえて、次の検討等を行い、次期事業スキーム案をとりまとめる。
 - 道路案内標識板の箇所毎の広告事業の収益の把握・整理
 - 道路案内標識板の維持・運用に要する全体費用の把握・整理
 - ほこみち事業者の活動内容及び収支等の取りまとめ、事業評価
 - 広告事業の収益の使途として考慮すべき道路維持管理等の活動内容等の検証
 - 御堂筋の景観施策との整合の検討
- ・ 御堂筋のほこみち公募事業のスキームを整理する上で、同時期に実施しているなんば広場のほこみち公募事業と連携する必要があるため、なんば広場の当該事業についても、自己評価等の資料をもとに活動内容や収支状況を整理すること。

④ 事業者公募資料の作成

- ・ ③で検討した事業スキームをもとに、現行のほこみち公募占用指針を更新するなど、ほこみち事業者の公募に必要な資料を作成すること。

⑤ ほこみち公募占用指針に係る自己評価及び事業評価の実施支援

- ・ ほこみち事業者が当該公募指針等に沿って、業務を適正に遂行しているか否かを事業評価することになっており、その評価に係る資料収集や評価等の支援を行うこと。

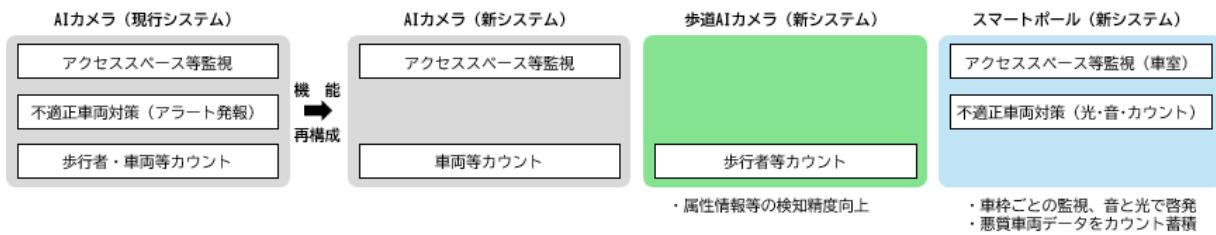
2-2.デジタル技術を活用した公民連携による道路利用の適正化

デジタル技術等を活用して実証と検証を続けてきているが、現状の道路形態が利用者に浸透し、駐車監視員による巡回活動が重点化されたことを受けて、今後の対応をより効率的で効果的に実施できるよう、必要機能の再構成など見直しを行う。

今後は、運用見直しに向けた移行期間を設けて、引き続き、実証実験や試行、検証等を続け、次期仕様へつなげていくこととしている。

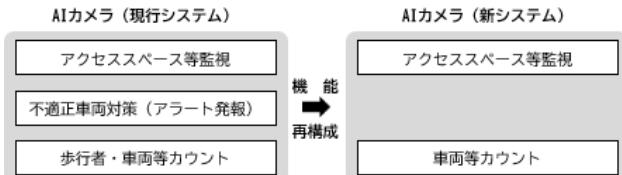
(1) 御堂筋のアクセススペース等の利用適正化

■AI カメラ機能の再構成イメージ



① 現行 AI カメラシステムの運用

■AI カメラ機能の再構成イメージ



AI カメラシステムを再構成するまでの期間(移行期間)においては、道路上に設置済みのカメラを使用し、動画の取得および AI 解析、データの蓄積、不適正車両検知情報の発報等、AI カメラシステムの運用を行う。なお、既存の機能については表2のとおりである。

表2 既存の AI システム・ダッシュボードの機能

機能項目	機能・要件
AI 解析機能	<ul style="list-style-type: none"> AI により対象とする車両等を検知する機能。 解析に必要なエリア、時間設定など設定をWEB上で行える機能。
ダッシュボード	<ul style="list-style-type: none"> 現地に設置されたカメラより、クラウド上で連続的かつ即時に映像を確認できる機能。 一定期間での消去等の設定を行うことができる機能。
	<ul style="list-style-type: none"> AI 处理により解析した各種データを蓄積する機能。 カメラごとに、日時や期間、属性、集計方法などを指定し、データを CSV 形式でダウンロードできる機能。
	<ul style="list-style-type: none"> カメラごとに、日時や期間、属性、集計方法などを指定することで、グラフの表示や地図上への表示など、可視化できる機能。
	<ul style="list-style-type: none"> 各検知条件に該当した場合、指定のメールアドレスへ発報する機能。 宛先メールアドレスは複数任意に設定可能。 発報メールには、カメラ名・検知事象・検知時間を記載し、画像を添付する機能。
	<ul style="list-style-type: none"> アラート対象となる検知の一覧をリスト化して表示する機能。 アラート閾値の変更を行うことができる機能。

(参考)既存システム:AI 画像解析サービス「IDEA(イデア)」

運用期間と必要な機能は以下に示すとおりとする。

1) 運用期間:

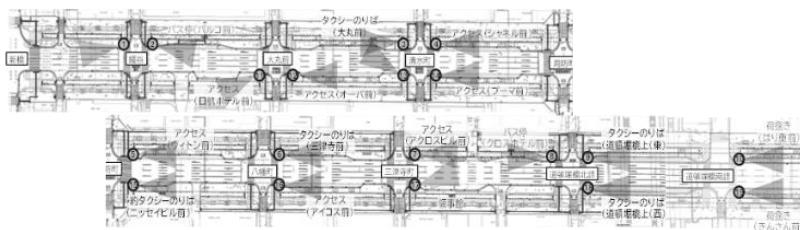
～令和 8 年 5 月末 :別途業務により、現行仕様(19 台)で運用保守管理

令和 8 年 6 月～令和 10 年 3 月末 :現行仕様の見直し(16 台)

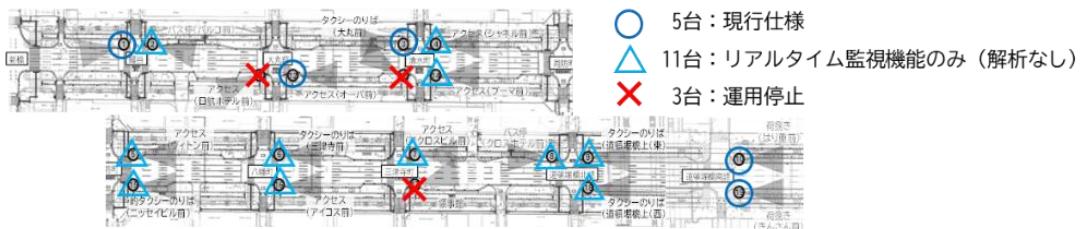
■現行 AI カメラの運用スケジュール

~R8年5月末

※別途業務において、現行仕様（AIカメラ台数：19台）で運用・検証、保守管理



R8年6月～R10年3月末 現行仕様の見直し運用 (AIカメラ台数: 16台)



なお、AIカメラシステム(AI解析、ダッシュボード等)の利用料については受託者において負担するものとする。

2) AI 解析内容

- ・ AI 解析においては、現地カメラより取得した映像を用い、それぞれの箇所に対応した解析および分析ができる AI 解析のシステムを使用する。
 - ・ カメラの位置及びそれぞれの箇所において必要となる AI 解析機能、箇所数については図2及び表3に示す。



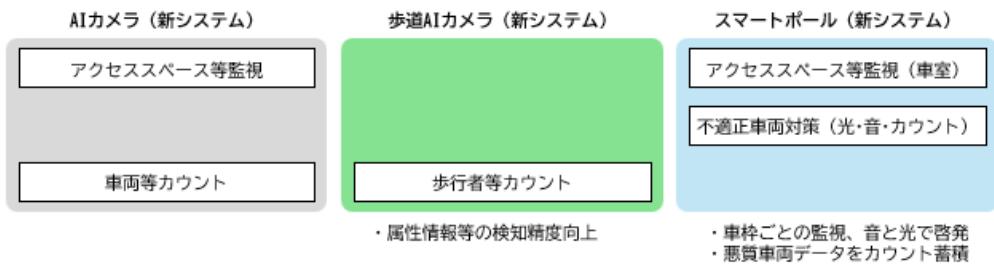
図2 AI カメラ位置図と検知・解析箇所(5か所)

表3 箇所ごとのAI解析の機能及び対象

検知箇所	箇所数	機能
車道部	・①⑩⑯⑯	・御堂筋本線(4車線)の自動車交通量の台数カウント ・車種の判別(乗用車、軽トラック、トラック、バス、二輪車、その他特殊車両)を行うこと。
歩道部	・③⑩⑯⑯⑯	・歩道上の自転車、歩行者数のカウント ・方向別

※AI カメラ②④⑤⑥⑦⑧⑨⑯⑯⑯の 11 台は、リアルタイム監視機能のみとする

② 新たなAIカメラシステムの検討



1) アクセススペース等監視および歩行者等カウント機能(車道部・歩道部)

- ・令和7年度までの状況を踏まえ、歩行者や自転車車両の交通量や属性を検知し分析・出力可能な新たなAIカメラの活用を検討する。
- ・下図のとおり、車両等の検知は現行カメラ設置位置(2か所)、歩行者等の検知は新たに歩道照明柱にAIカメラを設置することを想定している。



- ・AIカメラシステムで想定する必要機能・要件は表4のとおり。
- ・令和8年度は、新システムへの移行期間として、新たなAIカメラシステムの実証実験により、詳細な設置位置や仕様を検討し、令和9年度に向け発注用図書作成等を行う。
- ・また、外国人ドライバーやインバウンド来訪者の増加によって生じている課題についても、デジタル技術を活用した解決方策の調査検討を行う。

表4 AIカメラシステムの必要機能・要件

分類	観点	機能・要件
①機能	処理形式	・現地のIoTカメラから取得した映像を用いたクラウド型のAIカメラシステムを想定するが、特定の処理方式に限定せず、諸条件に適合した構成とすること。
	解析性能・データ取得	・車両、歩行者および自転車を対象とした検知およびカウントが可能で、昼間・晴天時において90-95%程度の精度を確保し、実運用を通じて調整・改善が可能な構成であること。 ・歩行者については、性別・年代の属性を合わせて推定すること。 ・自転車については、自動車通行空間の利用可否を判定すること。
	データ可視化・モニタリング	・カメラ映像および解析結果について、オンライン上のダッシュボード等を通じて確認・可視化できること。 ・日時や期間、対象別等の条件を設定でき、必要に応じてデータのダウンロードが柔軟に対応可能であること。
②設置	設置方法・場所	・車両カウントは車道照明柱に、歩行者・自転車カウントは歩道照明柱に添架する形式を想定すること。 ・デバイスを入れるBOXの設置有無や機器構成については、御堂筋の周辺環境・統一的な景観に十分に配慮した構成およびデザインとするとともに、必要な機能や性能を確保すること。

	通信環境	・無線通信によるデータ転送を前提とし、安定したデータ送信およびシステム運用が可能であること。
	耐候性・強度	・長期間における屋外設置を前提とし、耐候性および耐久性を有し、安定した稼働が確保される仕様であること。
③運用・管理	システムのモニタリング・データ管理	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの稼働状況やデータ取得状況を把握およびモニタリングが可能な仕組みを有すること ・取得したデータについては、適切に保存・管理できる構成とし、個人情報保護の観点から一定期間での消去等の設定を行うことができること。ただし、イベント時等の必要に応じて保存期間を調整できるものとする。 ・アラート対象となるAI検知項目に基づいてそれを検知し、ダッシュボード上および電子メール等によりアラート通知を行うこと。また項目ごとにアラート発報の閾値を設定・変更できる機能を有すること。
	データ活用・拡張性	<ul style="list-style-type: none"> ・取得したデータについて、将来的なさらなる分析や利活用の拡大を見据え、AI判定の機能追加、外部システムやオープンデータとの連携等に対応可能な拡張性を有するシステム構成とすること。 ・必要な秘匿処理や加工を実施した上で、将来的なオープンデータ化も視野に入れたデータ管理および提供が可能な構成とすること。

2)不適正車両対策機能

令和7年度までの実証実験により、AIカメラと照明や音声を連携した際の啓発効果を確認しており、今後はアクセススペース全体ではなく、車枠ごとにスマートポール（アクセススペース管理システム）で監視し、停車車両を検知して音と光で啓発するとともに、悪質車両については個別認識してデータ取得・蓄積し、交通管理者に必要な情報を提供し連携していくことを想定している。

令和8年度に類似機能を有する汎用品実機をベースに加工したモックアップで実証実験を実施し、その後、検証を行いながら、これに必要となる効果的・適切なシステムおよび設備を計画し、詳細設計を行い工事発注用図書、運用計画のとりまとめを行う。

○スマートポール（アクセススペース管理システム）の機能、検証事項の整理

- ・過年度までの検討を踏まえて、必要機能・必要設置個所等を整理する
- ・機器の機能は、車両の検知、デジタルサイネージ等でのルールや注意喚起の表示、音声での周知、ナンバープレートの撮影・データ蓄積を想定し、必要十分な機能となるよう整理する
- ・令和8年度の検証事項、検証観点の整理

○スマートポール（アクセススペース管理システム）の検討

- ・目的達成可能な機器の要件を整理し、機器メーカー等へのヒアリング・サウンディングを行いながら、機能やシステム等を検討する
- ・アクセススペースへの設置に必要となる、電気設備や土木構造を検討する
- ・景観にも配慮した設置、形状・デザインを検討する

○スマートポール（アクセススペース管理システム）の実証実験

- ・機能の必要性・有効性を確認するための実証実験を2か月程度実施する
- ・実証実験は、類似機能を有する汎用品実機をベースとして、機能検証が可能なモックアップを7基程度用意し、アクセススペース3か所において、順番に実施することを想定している

る

- ・実証実験にあたっては、事前に計画を立案して、占用協議等の手続きを実施するとともに、安全管理等を徹底する
 - ・不適正車両の減少状況や、退出までの時間など対策効果分析検証
 - ・設置箇所や搭載機能に関する妥当性検証
- スマートポール(アクセススペース管理システム)の設計
 - ・実証実験の結果を踏まえて機能等の調整を図り、計画に反映する
 - ・システム、設備の詳細設計を実施し、令和9年度発注用図書としてとりまとめ
 - ・発注参考資料として、メーカー見積りや概算費用等を提示する
- 整備・運用計画
 - ・令和9年度以降の整備スケジュール、運用計画等に加え、運用スキーム、システムの発注・契約方式なども、必要な時期までに検討、整理する

(2) 御堂筋の整備効果の把握及び検証を行うための現地実態調査

①アンケート調査

- ・道協団体が実施する活動内容について、アンケート調査(現地にてインタビュー形式)を実施すること。なお、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承認を得ることとする。
〔調査日数〕 平日、休日それぞれ2日の計4日とする。
具体的な調査日については協議のうえ、決定とする。
〔サンプル数〕 各日50サンプル程度
〔調査箇所〕 新橋交差点から難波交差点までの区間

②自転車によるアクセス状況調査

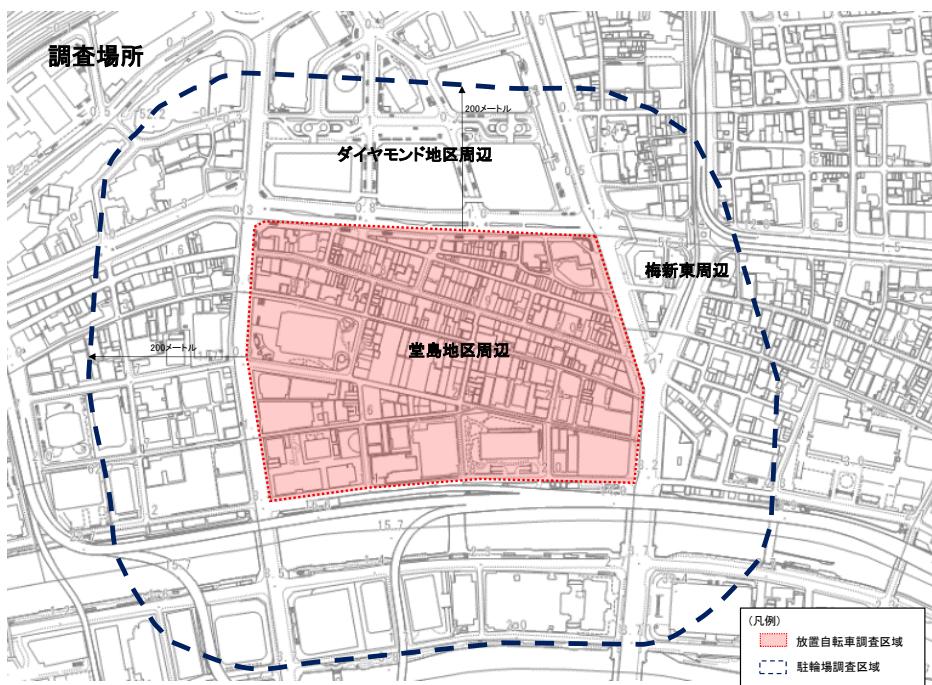
i. 利用状況調査

- ・駐輪場利用台数及び放置自転車等の台数調査を実施すること。なお、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承認を得ることとする。
〔調査日数〕 平日、休日それぞれ1日の計2日とする。
具体的な調査日については協議のうえ、決定とする。
〔調査時間〕 ミナミエリア:12時台、15時台、18時台、21時台、24時台
北新地エリア:12時台、15時台、18時台、20時台、22時台、24時台
〔調査区域〕 別図のとおり(ミナミエリア及び北新地エリア)
〔調査方法〕 各街区に調査員を配置し、調査時間における各街区の駐輪場利用台数と放置自転車の台数をカウントすること。
〔調査時期〕 ミナミエリア:10月～11月
北新地エリア:11月～12月

別図：ミナミエリア



別図：北新地エリア



ii. 放置自転車利用者の追跡調査

- 「i. 放置自転車等台数調査」の調査結果から、放置自転車台数が特に集中する箇所を選定し、別途、放置自転車利用者の行動把握を行う。なお、事前に調査計画書を作成し、監督職員の承認を得ることとする。なお、調査回数の変更が生じた場合は別途変更契約を行う。

【調査日数】 平日、休日それぞれ1日の計2日とする。

具体的な調査日については協議のうえ、決定とする。

【調査時間】 7時台、10時台、13時台、16時台、19時台、22時台、25時台

【調査箇所】 別図：ミナミエリアの各10箇所(街区の1辺)程度

【調査方法】 各調査時間における各調査区間に自転車を放置した人を追跡し、時刻及び

経路、目的地、属性(性別、行動目的)を調査すること。なお、本調査は傾向把握を目的とするため、追跡中に放置自転車が発生する可能性があるが、対象区間の全数を調査しない。

(3)その他地域課題への対応検討

①地域課題への対応検討

- ・ 側道歩行者空間化の整備済み区間において、道路空間再編に伴い生じている地域課題への対応について検討等を行う。
- ・ 地元地域とともに協議会を実施しているところであり、本業務では監督職員と協議のうえ検討会の運営に必要となる各種資料の作成を行う。(1回につきA4版5枚程度を想定)。なお、過年度の資料及びデータは監督職員より貸与する。
- ・ 検討会は10回(令和8年度5回、令和9年度5回)の開催を予定しており、会議資料を作成するとともに、議事録等記録資料の作成を行うものとする。会議回数に変更が生じた場合は、監督職員との協議のうえ、設計変更の対象とする。
- ・ 過年度の検討内容、関係者調整経過、道路空間の利用状況、放置自転車を含む周辺地区における課題等をふまえ、該当エリアの特性、整備主旨を十分理解したうえで、提案並びに必要となる資料の作成を行う。

②北新地エリアの検討会の運営支援

- ・ 御堂筋の淀屋橋以北の車道側の植栽帯や御堂筋ギャラリー含む歩道空間全体のあり方や整備内容、利活用については、地元地域とともに検討会を実施しているところであり、本業務では監督職員と協議のうえ検討会の運営に必要となる各種資料の作成を行う。(1回につきA4版5枚程度を想定)。なお、過年度の資料及びデータは監督職員より貸与する。
- ・ 検討会は10回(令和8年度5回、令和9年度5回)の開催を予定しており、会議資料を作成するとともに、議事録等記録資料の作成を行うものとする。会議回数に変更が生じた場合は、監督職員との協議のうえ、設計変更の対象とする。
- ・ 過年度の検討内容資料(関係者調整経過、道路空間の利活用の事例、放置自転車を含む周辺地区における課題など)を、該当エリアの特性、整備主旨を理解したうえで、当該区間の車道側の植栽帯や御堂筋ギャラリーを含む歩道空間全体のあり方や整備内容、利活用のあり方を検討した上で、必要となる資料の更新を行う。

③中之島公園公会堂周辺エリアの空間検討に係る調査

- ・ 中之島公園の中央公会堂周辺の道路(車道)について自動車交通量の調査を行う。
- ・ 調査日は平日1日とし、各調査項目において同日を基本とする。なお、調査日については監督職員と協議のうえ決定すること。

1) 交差点交通量調査

- ・ 調査箇所図1に示す箇所(交差点2箇所)において、交差点交通量調査を実施すること。
- ・ 調査分類は4車種(大型車、小型車、動力付き二輪車、タクシー)と歩行者、自転車とするこ

- ・ 調査時間は 7:00～19:00 とすること。

2) 歩行者等交通量調査

- ・ 調査箇所図 1 に示す箇所(15 箇所)において、歩行者、自転車等の通行量調査(乱横断含む)を実施する。(道路を跨ぐ断面については 2 箇所として実施する)
- ・ 調査分類は歩行者類(子供連れ利用者、自転車を押して歩いている人、車いすを含む)、自転車類(リヤカー、荷台付三輪自転車を含む)とする。
- ・ 調査時間は 7:00～19:00 とすること。

3) 集計整理

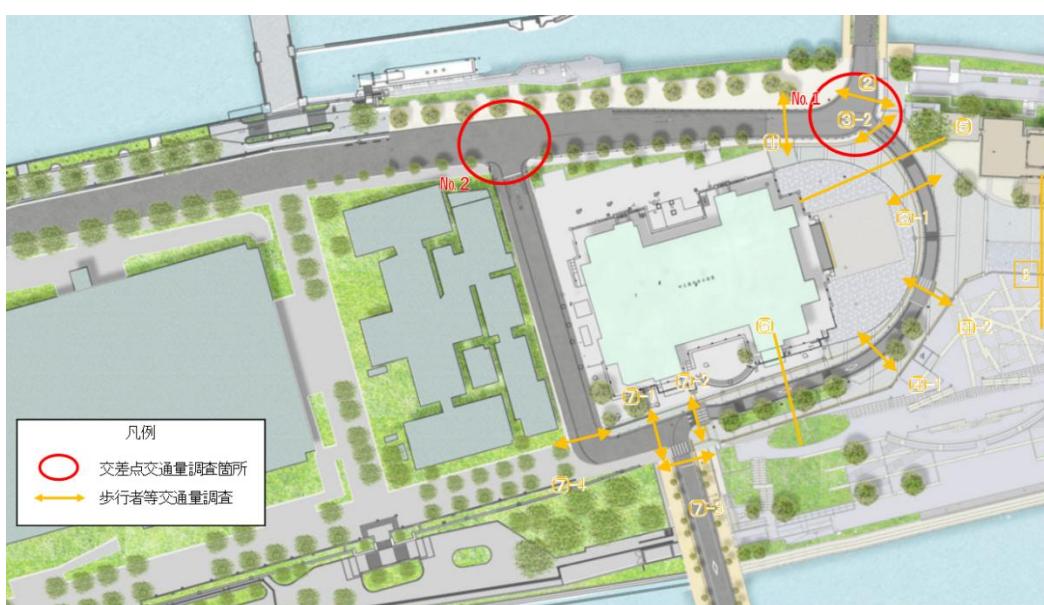
- ・ 上記の 1)、2)の実施した内容について、一覧表のほか、図及びグラフ等を用い集計整理を行うこと。

4) 対策効果・課題の検討

- ・ 過年度業務において実施した交通量等調査及び上記(1)の調査結果を基に交通状況を分析するとともに、対策効果・課題を抽出すること。

5) 対策案の検討・立案

- ・ 上記4)において抽出した課題の解消に向けた対策案を検討すること。
- ・ 対策案の検討の際には、恒久的な歩行者空間化や公会堂西東側道路の歩行者空間化などの長期的な視点も考慮したあり方に留意した検討を行うこと。



調査箇所図 1

(4) 御堂筋とその周辺エリアの回遊性についての検証

① データ取得・来訪状況分析

1) 日本人来訪状況

- ・ KDDI Location Analyzer を用い(大阪市アカウント貸与可能)、御堂筋各区間および周辺エリアの来訪者数、総滞在時間(来訪者数×滞在時間の合計)、平均滞在時間、御堂筋と周辺エリアの同時回遊状況等の継続分析、整理。取得範囲については、別途監督職員と協議し決定すること。
- ・ イベント実施時期、来訪状況の変化等を踏まえ、必要に応じて集計時期・単位等を変化

させ、分析を実施すること。取得時期については、監督職員と協議し決定すること。範囲は図1のとおりとする。

2) 訪日外国人の来訪状況

- ・ 訪日外国人の来訪状況が分かるデータを購入し、御堂筋が含まれるメッシュの国籍別来訪数、滞在時間取得すること。範囲は図1のとおりとする。なお、取得範囲に変更があった場合は設計変更の対応とする。
 - ・ 取得期間については計6か月を想定しているが、取得時期・期間については、事前に監督職員と協議の上決定し、取得期間に変更のあった場合は設計変更の対象とする。
 - ・ 併せて、KDDI Location Analyzer を用い、御堂筋各区間および周辺エリアの来訪者数の継続分析、整理も実施

3) その他

- ・ イベントの効果について評価するため、消費データ（クレジットカードのデータを想定）を購入すること。取得期間については1か月分を想定しているが、変更のあった場合は設計変更の対象とする。
 - ・ 他都市事例や技術革新等の状況を踏まえ、歩行者や自転車の通行状況、回遊状況を効率的・効果的に把握できる方策やデータを適宜調査し、有用な方策等があれば、監督職員と協議の上、具体的に取り入れ、データの取得・分析を行うものとし、設計変更の対象とする。

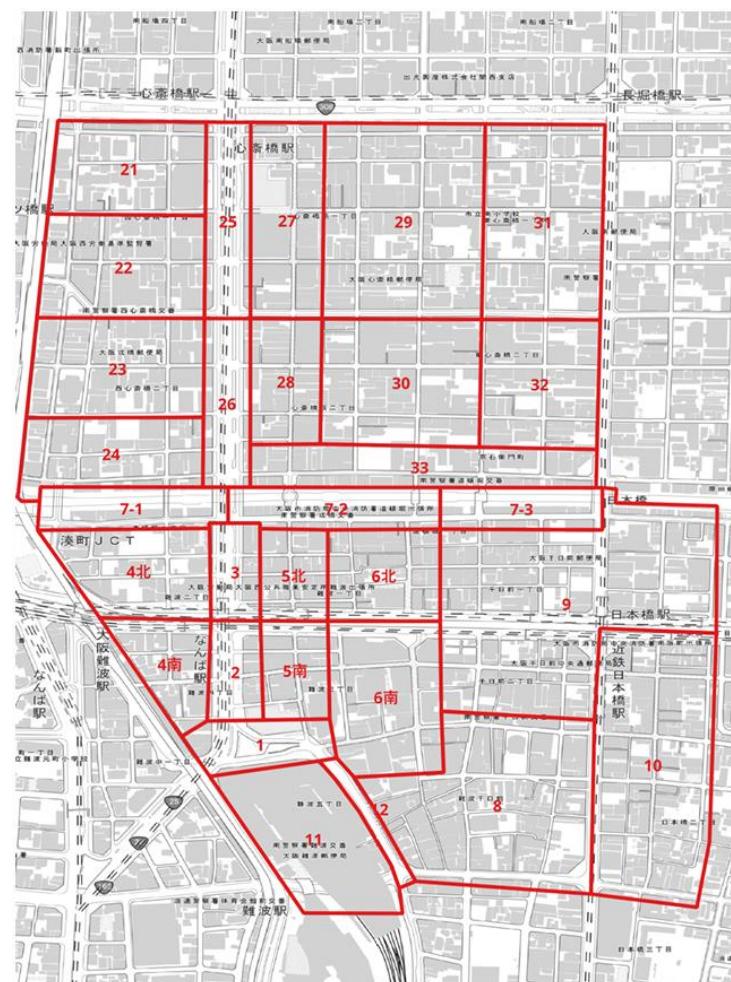


図1 データ取得範囲図

②事業効果等の整理

①にて取得・分析したデータと、過年度までに整理している KDDI Location Analyzer 来訪数・滞在時間の推移(日本人)、御堂筋代表断面における歩行者数計測データ(AIカメラ、人手観測)を基本データとして、日本人および外国人の整備後の来訪数・滞在時間等の経年変化を整理し、指標化や目標設定を行うなど、事業効果等の整理を行うこと。本業務の実施にあたっては、道路空間再編による効果測定手法、デジタル技術活用にかかる過年度の調査検討の内容を踏まえて、有識者による検証・妥当性の確認を適宜受けるものとする。

- ・ 令和8年度に実施予定の御堂筋を活用したイベントによる効果についても同様に比較・整理する
- ・ これを踏まえ、過年度までのデータと併せて、訪日外国人データの分析を実施し、来訪者数や滞在時間の変化を、効果検証として取りまとめる

③ 産学官が連携した回遊性向上のための調査検討

回遊検討については、道協団体や大学などと連携しながらこれまで取り組んできていることから、本業務においても、引き続き連携を図ることとする。

道協団体や回遊性創出研究会、回遊創出による地域活性化シンポジウム、その他民間事業者等との効果の共有や調整、大学との連携、将来ビジョンに関する意見交換を通じ、デジタルデータを用いた回遊性向上のこれまでの取組みを総括し、今後の取組みの方針、ロードマップ、関連主体の役割分担等について取りまとめる。

御堂筋の回遊性に関するこれまでの取組みについては、下記ホームページを参照願います。

【参考:《大阪市建設局》】

○御堂筋チャレンジ 2020 について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000525987.html>

○ウィズコロナの「御堂筋」のスガタをつくる社会実験「御堂筋チャレンジ 2021」について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000559629.html>

○御堂筋チャレンジ 2022 の検証結果について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000590637.html>

○御堂筋チャレンジ 2023

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000609867.html>

○御堂筋チャレンジ 2024

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000634506.html>

○御堂筋サテライトプラン

<https://midosuji-challenge.jp/>

2-3.その他

(1)御堂筋管理・運営計画案の作成

2-1, 2-2 にて検討した内容を踏まえて、御堂筋全体の維持管理、官民連携による取組み、御堂筋のデジタル技術活用を網羅した管理・運営計画を作成する。

(2)報告書とりまとめ

- ・ 成果品を個別報告書として各 2 部作成する。報告書はA3 版2つ折り糊付け製本を提出するものとする。また、報告書(概要版)の冒頭には、ダイジェスト版(Microsoft Word を基本とし、A4 版 10 枚程度)及びその他関係資料(Microsoft PowerPoint を基本)を作成し添付すること。

(3)打合せ等

①協議・調整資料作成

- ・ 監督職員より別途貸与するこれまでの経過資料を十分に理解したうえで、有識者と整備にかかる調整・協議等を行うための資料を作成すること。また、各会議・協議等には、同席したうえで、議論した内容を取りまとめた報告書(議事録等)を作成し、速やかに監督職員に提出するものとする。監督職員と協議の結果、協議・調整回数に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。
- ・ 有識者ヒアリングは5回とする。(整備完成区間についての検証・評価、長堀通以北の整備に向けた検討・検証、側道歩行者空間整備に伴う経済効果等の指標化、官民連携による高質な空間形成への取組み資料)

②業務打合せ

- ・ 原則として、業務着手時においては管理技術者、成果品納入時においては管理技術者、照査技術者が立ち会うこととする。また、打合せ内容については毎回議事録を作成し速やかに提出すること。
- ・ 中間打合せについては 12 回を計上しているが、監督職員と協議の上打合せ回数を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。本市監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

参考:道路案内標識板の仕様等

1. 設置場所

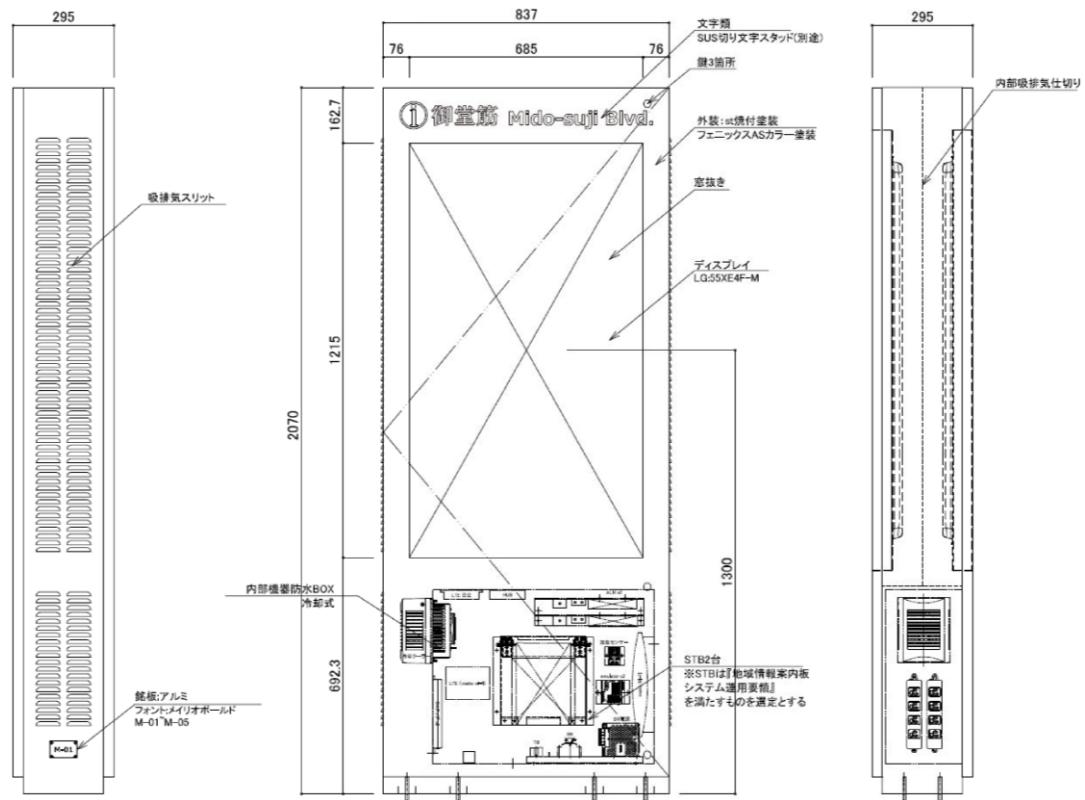
- ・中央区心斎橋筋1丁目付近(心斎橋 PARCO 前、心斎橋オーパ前)
- ・中央区難波1丁目付近(namba HIPS 前)
- ・中央区難波2丁目付近(御堂筋グランドビル前)
- ・中央区難波3丁目付近(なんばマルイ前)



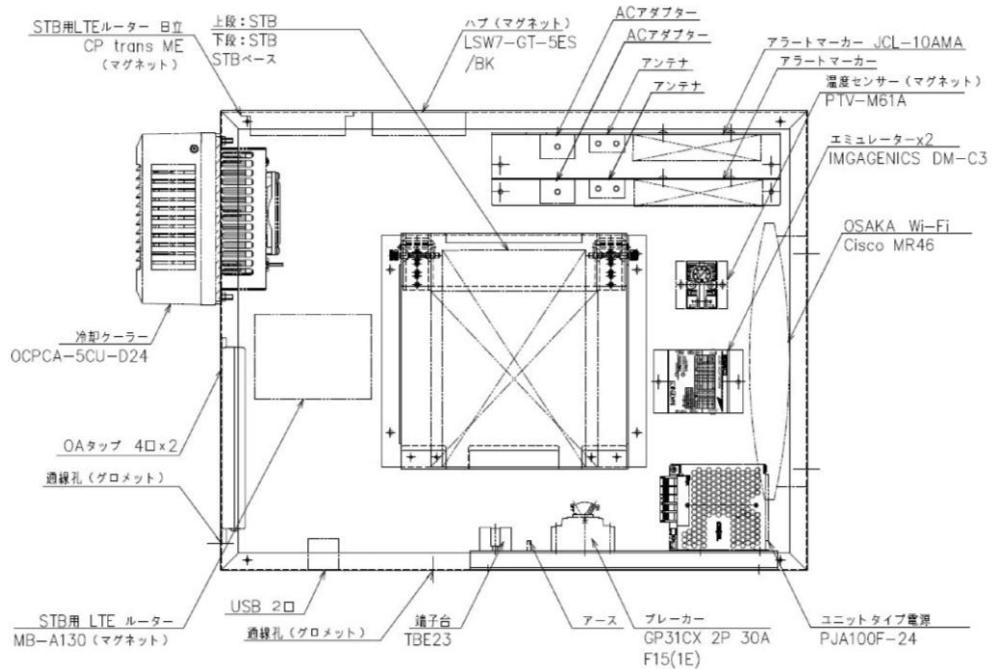
2. 設備仕様

(1) 構造

▼全体



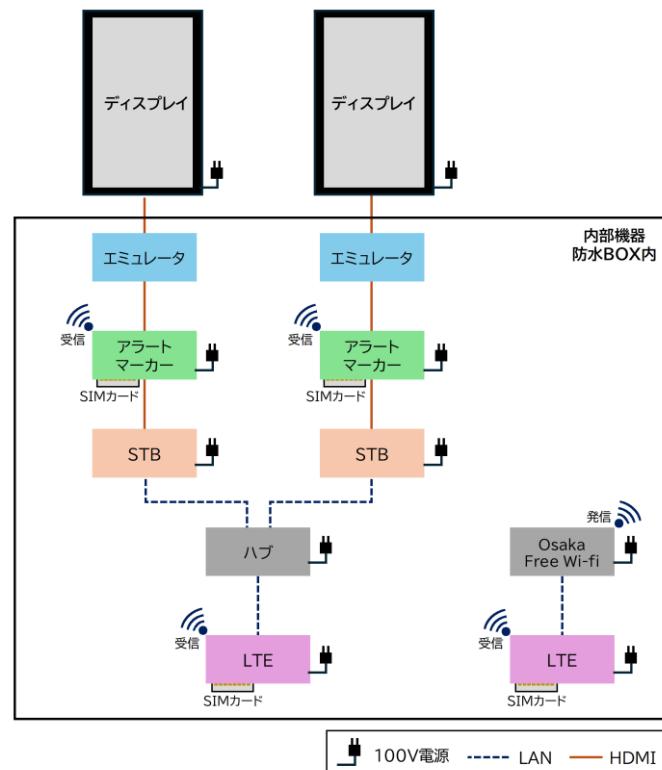
▼内部機器防水 BOX 内部



(2)機器製品

機器	製品名	台数	備 考
ディスプレイ	55XE4F-M	2	
放映端末 STB	CE-PLX2	2	サイネージ配信システム「Cloud Exa」-CloudExa Prime Edition を使用
STB 用 LTE ルーター	CPTTrans-ME	1	
Wi-Fi 端末	Cisco MR46	1	無料公衆無線 LAN サービス「Osaka Free Wi-Fi」-Osaka Free Wi-Fi New タイプ(OFW-New)を使用
Wi-Fi 用 LTE ルーター	MB-A130	1	
アラートマーカー	JCL-10AMA	2	情報混合表示システム Alertmarker+を使用
エミュレーター	DM-C3	2	
ハブ	LSW7-GT-5ES/BK	1	
USB 充電器	EC-AC3912WH	1	
ブレーカー	GP31CX 2P 30A F15	1	
温度調節器	PTV-M61A	1	
冷却クーラー	OCPACA-5CU-D24	1	
端子台	TBE23	1	
ユニットタイプ電源	PJA100F-24	1	

(3)配線



参考:AI カメラ等の仕様

1. AI カメラの仕様

項目	機能	仕様
カメラ部	有効画素数	210 万画素以上
	走査方式	プログレッシブ
	最低照度	カラー: 0.01x 白黒(IR LED 照射時): 0.0lx
	レンズ	ズーム比:光学ズーム 3.1 倍以上 ※最大広角時水平視野角:50 °以上
	IR LED Light	最長照射:30m 以上
	画像圧縮方式	H.264 を含む
	画像解像度	1920x1080~1280x720
	セキュリティ	設定画面にユーザー認証機能
	対応プロトコル	RTSP, OnVIF, FTP に対応
	電源	DC12V / 単相 AC100V / PoE(IEEE802.3af 準拠)に対応
	消費電力	15W 以下
	使用環境	使用温度範囲:−30°C~+60°C 使用湿度範囲:10%~100%(結露なきこと)
防水性	IP66(IEC 60529/JIS C 0920)	

2. 通信機器等の仕様

機能	仕様
防塵防水等級	IP65 レベル
CPU	CPU Board: NVIDIA® Jetson™ Xavier NX CPU: 6-core NVIDIA Carmel ARM® v8.2 64-bit CPU 6 MB L2 + 4 MB L3GPU
GPU	384-core NVIDIA Volta™ GPU with 48 Tensor Cores
Chipset	SoC integrated
Memory	1 x 8GB 128-bit LPDDR4x onboard
Storage	1 x M.2 Key M 2280 (NVMe SSD 256GB) 1 x 16GB eMMC
LTE	・通信速度:下り:最大 300Mbps 上り:最大 150Mbps ・対応周波数:B1, B3, B5, B8, B18, B19, B39, B41, B42, B43
インターフェース	Gigabit PoE+(Max48V/30W) USB 2.0 4G LTE ANT
電源	100~240VAC(47-63Hz)
寸法	W148 * D 340 * H82 (フランジ含まず)

特記仕様書②

1. 適用

本業務は、大阪市建設局作成による「業務委託共通仕様書(平成28年9月)<令和5年9月1日以降発注分より適用>」に基づくほか、各特記仕様書に基づいて実施しなければならない。

なお、詳細については「大阪市建設局ホームページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>業務委託共通仕様書(平成28年9月)<令和5年9月1日以降発注分より適用>」を参照すること。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>)

2. 歩掛適用年月について

本業務の積算に用いている歩掛は、設計業務等標準積算基準書(令和7年度版:国土交通省監修)を適用しています。

- 設計業務等標準積算基準書(令和7年度版)
【積算基準関係図書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000035398.html>

3. 単価適用年月について

本業務の積算に用いている設計業務委託等技術者単価については、国土交通省より令和7年2月14日付で示された「令和7年度 設計業務委託等技術者単価」及び「令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価」を適用しています。

4. 監督職員

- ① 発注者は、本業務における監督職員を定め、受注者に通知する。
- ② 監督職員は、契約図書に定めた範囲内において、設計数量等の把握をすると共に、承諾、協議を行う。

5. 配置技術者

- ① 本業務の実施に際し、業務委託共通仕様書の規定に従い実施するものとする。
- ② 各配置技術者(管理技術者、照査技術者、担当技術者)は、本業務委託で実施した公募型プロポーザル方式の際に提出した、技術提案書の業務実施体制(様式3)に記載された人物と同一でなければならない。

ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合は、本市が要求する資料等の提出を行ったうえで、同等以上の技術力を持つ技術者であるとの了解を得なければならない。

6. 成果品の納入

- ① 本業務の成果品は2部提出すること。なお、各業務の遂行に必要な資料の部数については、監督職員と協議すること。
 - ・キングファイル(A4)2枚
 - ・各種作成電子データ(CD-R)2部(容量に応じてDVD-Rも可能とする。)

- ② 成果品は、業務委託共通仕様書を標準とし、詳細については監督職員と協議すること。
- ③ 図面、数量計算書についてはデーター式を提出すること。
- ④ 図面については SXF 形式または DXF 形式ファイル、数量計算書については Microsoft Excel 形式ファイルを標準とし、本市システムで対応可能なバージョンであるか監督職員に確認をとること。
- ⑤ 監督職員の指示がある場合には PDF 形式ファイルデータを作成し提出すること。
- ⑥ なお、データの提出に際しては、ウィルス等の検査を行い、当局のシステムに障害を及ぼさないようにし、ウィルス検査の結果を監督職員に報告すること。

7. 再委託

業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1)委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2)解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3)報告書作成

また契約書第 16 条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料の収集・整理、単純な集計などの簡易な業務とする。

8. その他

(ア) 本市設計積算システムの更新に伴い業務実施時及び業務完成時に受注者が提出する書類の一部が追加されたので様式について監督職員の指示に従い作成すること。

【追加となる様式】

- ・ 業務委託料請求内訳書(または中間金請求内訳書)
- (イ) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。
- (ウ) 本業務により得られた情報は他に漏洩しないこと。

特記仕様書③

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務の履行について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:請負者)

特記仕様書④

受注者又は指定管理者(再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む)が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン(別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版)」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定(オプトアウト)をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用(公表等)する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。